

## 生駒市条例第3号

生駒市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月11日

生駒市長 小 紫 雅 史

### 生駒市手数料条例の一部を改正する条例

生駒市手数料条例（平成12年3月生駒市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改める。

別表第2の44の5の項中「要除却認定マンションの建替え」を「要除却等認定マンションの建替え又は更新」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条第1項」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の59第1項」に改め、「容積率」の次に「又は各部分の高さ」を加える。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。